新潟県

新潟県報

発行　新潟県
号外 2
令和３年12月28日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則

58　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（行政改革課）

59　新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

60　新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

61　新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

公安委員会規則

11　新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

12　新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

規　　則

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年12月28日

新潟県知事　花　角　英　世

新潟県規則第58号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年新潟県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（市町村が処理する事務の範囲）
第３条　次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><td>１　条例<u>別表第３号の表10の項第21号</u>に規定する新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>２　条例<u>別表第３号の表19の項第26号</u>に規定する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td><td>（市町村が処理する事務の範囲）
第３条　次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><td>１　条例<u>別表第３号の表17の項第21号</u>に規定する新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>２　条例<u>別表第３号の表26の項第20号</u>に規定する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年12月28日

新潟県知事　花　角　英　世

新潟県規則第59号

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年新潟県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示及び削除条等を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
（所管行政庁が必要と認める図書） **第２条**　省令第２条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1)　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第６条の２第５項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し (2)～(5)　（略） **第６条**　（略） （許可申請書の添付書類） **第７条**　省令第18条第１項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第１条の３第１項の表に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図並びに申請理由書その他知事が必要と認める書類とする。 **第８条**　（略）	（所管行政庁が必要と認める図書） **第２条**　省令第２条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1)　次のいずれかに該当する書類 ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第６条第１項各号（第３号及び第６号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類 イ　品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（品確法第５条第１項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）に係る部分について法第６条第１項第１号に掲げる基準に適合するものに限る。）の写し (2)～(5)　（略） **第６条**　（略） **第７条**　（略）

附　則

この規則は、令和４年２月20日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年12月28日

新潟県知事　花　角　英　世

新潟県規則第60号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。)を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
別表（第２条関係）	**別表**（第２条関係）
(1)～(460)の２の４　（略）	(1)～(460)の２の４　（略）
(460)の２の５　区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	
(460)の３　（略）	(460)の３　（略）
(460)の３の２　区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	
(460)の４・(460)の５　（略）	(460)の４・(460)の５　（略）
(460)の５の２　長期優良住宅容積率特例許可申請手数料	
(460)の６～(460)の12　（略）	(460)の６～(460)の12　（略）
	(460)の13　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料
	(460)の14　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更手数料
(461)～(542)　（略）	(461)～(542)　（略）
(543)　銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料	(543)　銃砲刀剣類所持許可申請手数料
(543)の２　銃砲等又は刀剣類所持許可に係る認知機能検査手数料	(543)の２　銃砲刀剣類所持許可に係る認知機能検査手数料
(544)　猟銃及び空気銃講習手数料	(544)　猟銃等講習手数料
(544)の２　クロスボウ講習手数料	
(545)・(546)　（略）	(545)・(546)　（略）
(547)　銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え又は再交付手数料	(547)　銃砲刀剣類所持許可証書換え又は再交付手数料
(548)・(549)　（略）	(548)・(549)　（略）
(550)　猟銃又は空気銃射撃練習資格認定申請手数料	(550)　射撃練習資格認定申請手数料
(550)の２～(550)の４　（略）	(550)の２～(550)の４　（略）
(550)の４の２　クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料	
(550)の５～(585)　（略）	(550)の５～(585)　（略）

附　則

この規則中別表第460号の13及び第460号の14を削る改正は公布の日から、同表第460号の２の５、第460号の３の２及び第460号の５の２を加える改正は令和４年２月20日から、その他の改正は同年３月15日から施行する。

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年12月28日

新潟県知事　花　角　英　世

新潟県規則第61号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料の免除に関する規則（平成15年新潟県規則第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（手数料の免除） **第２条**　条例第８条第２項及び第３項の手数料について、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ、公益のために道路を使用しようとするときは、当該手数料を免除する。 (1)～(6)　（略） ２　（略）	（手数料の免除） **第２条**　条例第８条第３項及び第４項の手数料について、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ、公益のために道路を使用しようとするときは、当該手数料を免除する。 (1)～(6)　（略） ２　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和３年12月28日

新潟県公安委員会

委員長　　津　野　　敏　江

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改　正　後	改　正　前
別表 種別：警察本部長が専決できる事務 （略） 道路交通法関係：(1)～(8)　（略） (9)及び(10)　削除 (11)～(223)　（略） （略）	**別表** 種別：警察本部長が専決できる事務 （略） 道路交通法関係：(1)～(8)　（略） (9)　道交法第49条第１項の規定によるパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理 (10)　道交法第49条第３項の規定によるパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務の委託 (11)～(223)　（略） （略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和３年12月28日

新潟県公安委員会

委員長　津　野　敏　江

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　正　後	改　正　前
（駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両） **第７条の２**　法第４条第２項の規定により、法第45条第１項本文に規定する駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6)　（略） (7) 信号機及び道路標識等の新設、維持、修繕等のため使用中のもの (8)～(12)　（略） ２～10　（略） （警察署長の駐車許可） **第７条の５**　（略）	（駐車禁止及び時間制限駐車区間の対象から除外する車両） **第７条の２**　法第４条第２項の規定により、法第45条第１項に規定する駐車禁止並びに法第49条の３第２項又は第４項及び法第49条の４に規定する時間制限駐車区間の規制から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6)　（略） (7) 信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備及び道路標識等の新設、維持、修繕等のため使用中のもの (8)～(12)　（略） ２～10　（略） （警察署長の駐車許可） **第７条の５**　（略） ２　法第49条の５の規定による警察署長の駐車許可は、当該車両の駐車が次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。 (1) 許可を受けようとする駐車の日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。 (2) 許可を受けようとする駐車の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。 イ　場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。 ロ　方法については、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。 (3) 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。 イ　公共交通機関その他の当該申請に係る車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務

	であること。 ロ　当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。 ハ　法第77条第１項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。 (4)　許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。 イ　重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近 ロ　訪問診療、訪問看護又は訪問介護の要介護高齢者、身体障害者等の福祉に関する業務のため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近 ハ　イ及びロの車両以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内
２　前項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第６の２の駐車許可申請書２通を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。	３　前２項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第６の２の駐車許可申請書２通を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
３　（略）	４　（略）
４　警察署長は、第１項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。	５　警察署長は、第１項又は第２項の規定による許可をする場合において、必要があると認められるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。
５　警察署長は、駐車を許可した場合は、別記様式第６の２の駐車許可証を交付しなければならない。ただし、第２項ただし書に規定する場合は、この限りでない。	６　警察署長は、駐車を許可した場合は、別記様式第６の２の駐車許可証を交付しなければならない。ただし、第３項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
６　前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。ただし、第２項ただし書に規定する場合は、この限りでない。	７　前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。ただし、第３項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。